

別添 2

欠格事由チェック表
銃砲刀剣類所持等取締法 5 条の 2（許可の基準の特例）第 2 項関係
（ライフル銃及びライフル銃以外の猟銃の申請のみ使用）

号	欠 格 事 由	チェック欄
2	<p>猟銃の所持許可を受けようとする者で、人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をして 10 年を経過していない者</p>	ある・ない
<p>政令では、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 刑法 (殺人罪、強盗致死傷罪、不同意わいせつ等致死傷罪、誘拐罪、傷害罪等) 2 爆発物取締罰則 3 決闘罪に関する件 4 暴力行為等処罰に関する法律 5 盗犯等の防止及び処分に関する法律 6 消防法 7 航空機の強取等の処罰に関する法律 8 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 9 火炎びんの使用等の処罰に関する法律 10 人質による強要行為等の処罰に関する法律 11 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律 12 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法 13 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 14 サリン等による人身被害の防止に関する法律 15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 16 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 17 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 18 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律 <p>のうち、人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期 3 年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）が定められています。</p>		

3

猟銃の所持許可を受けようとする者で、銃砲刀剣類等を使用して前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をして10年を経過していない者

ある・ない

政令では、

1 刑法

（強盗罪、不同意性交等罪、恐喝罪、逮捕監禁罪等の凶悪な罪）

2 爆発物取締罰則

3 海底電信線保護万国連合条約罰則

4 暴力行為等処罰に関する法律

5 盗犯等の防止及び処分に関する法律

6 労働基準法

7 地方自治法

8 国家公務員法

9 最高裁判所裁判官国民審査法

10 職業安定法

11 金融商品取引法

12 船員職業安定法

13 競馬法

14 自転車競技法

15 公職選挙法

16 小型自動車競走法

17 地方税法

18 商品先物取引法

19 投資信託及び投資法人に関する法律

20 モーターボート競走法

21 売春防止法

22 国税通則法

23 航空機の強取等の処罰に関する法律

24 火炎びんの使用等の処罰に関する法律

25 特定商取引に関する法律

26 人質による強要行為等の処罰に関する法律

27 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律

28 預託等取引に関する法律

29 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

30 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

- 31 保険業法
- 32 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
- 33 スポーツ振興投票の実施等に関する法律
- 34 資産の流動化に関する法律
- 35 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 36 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
- 37 民事再生法
- 38 金融サービスの提供に関する法律
- 39 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律
- 40 会社更生法
- 41 市町村の合併の特例に関する法律
- 42 破産法
- 43 会社法
- 44 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律
- 45 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
- 46 日本国憲法の改正手続に関する法律
- 47 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 48 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 49 特定複合観光施設区域整備法
- 50 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律
- 51 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

のうち、銃砲刀剣類等を使用して前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）が定められています。